



ボタン桜 (芳賀町)



サンバのふるさと (市貝町)



真岡のいちご (真岡市)



河井のささら (茂木町)

# 真岡土木事務所ガイド 2023

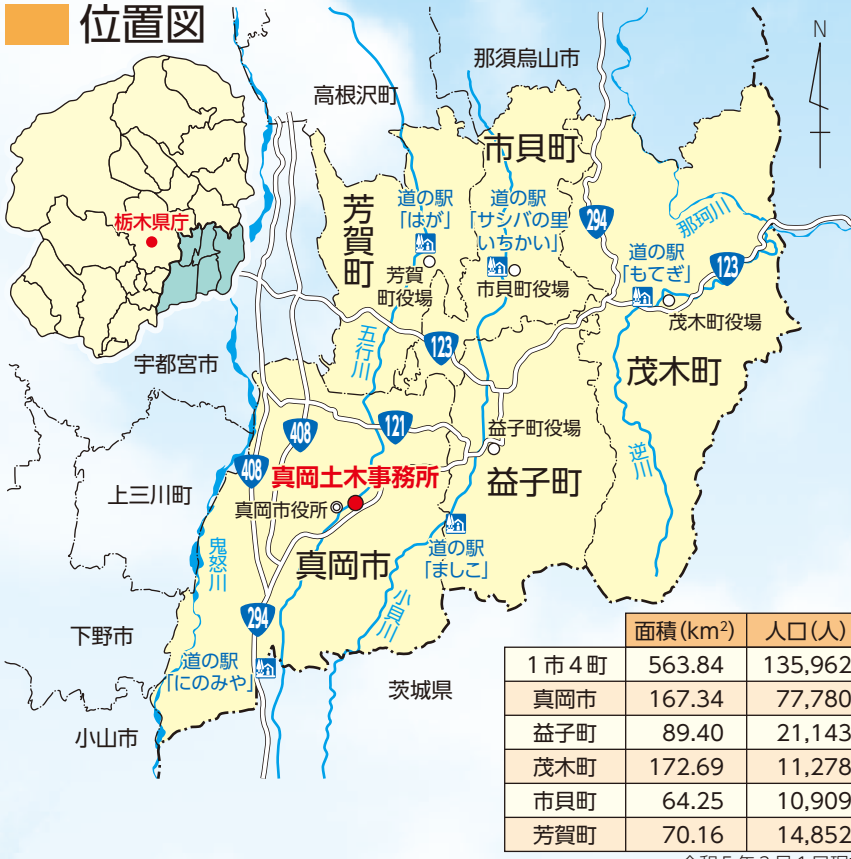
MOKA CIVIL ENGINEERING OFFICE  
INFORMATION GUIDE



栃木県誕生150年  
みんなで創る、未来のとちぎ

ひまわり畑 (益子町)

### 位置図



### 管内の概要

真岡土木事務所は栃木県の南東部に位置する芳賀地域の1市4町(面積約564km<sup>2</sup>、人口約14万人)を管内とします。

管内には、日本一のいちごの産地で知られる真岡市、伝統工芸である益子焼で有名な益子町、大型モータースポーツ施設「モビリティリゾートもてぎ」のある茂木町、本州最大級の芝ざくら公園のある市貝町、高度産業の工業団地群を有する芳賀町があります。

所管する道路は、一般国道が4路線、主要地方道が11路線、一般県道が39路線の計54路線あり、総延長が約422kmあります。また、河川は利根川水系の小貝川、五行川をはじめ14河川、那珂川水系では、逆川をはじめ11河川の計25河川、総延長約193kmあります。その他、砂防指定地が111箇所、地すべり防止地域が9箇所、急傾斜地崩壊危険区域が38箇所あり、これら公共土木施設の適正な管理に努めるほか、管内各市町における工業団地の整備や農業、観光・物流産業の振興等、各々の地域特性を踏まえた『まちづくり』への支援・連携を図りながら各種の事業を展開しています。

### 栃木県に占める割合(令和5(2023)年度)

区 分		栃木県A	事務所管内B	B/A(%)	備 考		
面	積	6408.09km <sup>2</sup>	563.84km <sup>2</sup>	8.8%	令和5(2023)年1月1日		
人	口	1,902,023人	135,962人	7.1%	令和5(2023)年3月1日		
市	町	村	数	25市町	5市町	20.0%	令和5(2023)年1月1日
管 理	国 道	数	12路線	4路線	33.3%	令和4(2022)年4月1日	
	国 道	延 長	691,592m	96,732m	14.0%	//	
	国 道	舗 装	率	99.6%	100%	—	//
	国 道	改 良	率	98.8%	100%	—	//
県 道	数	294路線	50路線	17.0%	//		
県 道	延 長(公社管理除く)	2,884,312m	325,231m	11.3%	//		
県 道	舗 装 率(公社管理除く)	96.5%	99.5%	—	//		
県 道	改 良 率	88.1%	89.9%	—	//		
県 管 理	国 道 及 び 県 道 上 の 永 久 橋	2806橋	342橋	12.2%	//		
県 管 理	一 級 河 川	292河川	25河川	8.6%	令和5(2023)年4月1日		
	一 級 河 川 延 長	2,474km	193km	7.8%	//		
砂 防 指 定 地	箇 所 数	1,596か所	111か所	7.0%	令和4(2022)年12月末		
	面 積	7240.87ha	273.00ha	3.8%	//		
土 砂 災 害 警 戒 区 域		9,701か所	1,521か所	15.7%	令和5(2023)年1月10日		
県 営 住 宅	数	7,196戸	177戸	2.5%	令和5(2023)年4月1日		
都 市 計 画 区 域		413,344ha	56,384ha	13.6%	//		
市 街 化 区 域		30,119ha	2,169ha	7.2%	//		
用 途 地 域		38,874ha	2,757ha	7.1%	//		

## 基本方針

## 県南東部(1市4町)の未来を築く基盤づくりの推進

## 主な施策

### 1 《道路》～暮らしや産業・観光を支え、災害に強い強靱な道路ネットワークの構築～

#### 【広域道路網の構築】

県南東部の成長を支え、人・物の流れをつくるため、一般国道408号真岡南バイパスの整備や一般国道294号二宮拡幅、主要地方道つくば益子線長堤のバイパス整備等を推進する。

#### 【交通安全対策】

歩行者の安全な通行を確保するため、一般県道黒田市埜真岡線市貝町杉山工区におけるバイパス整備や一般県道西小埜真岡線真岡市小林等の歩道整備を推進する。

#### 【県土強靱化】

災害発生時の交通やライフラインを確保するため、主要地方道那須黒羽茂木線 茂木町茂木工区等の無電柱化の整備等を推進する。

### 2 《河川・砂防》～自然災害から県民の命を守る安全な社会の構築～

#### 【防災・減災】

生命・財産を守るため、一級河川五行川の河川改修や一級河川百目鬼川の放水路、茂木町上郭内の砂防堰堤等の整備に加え、流域全体の関係者との協働による流域治水を推進する。

### 3 《まちづくり》～持続可能でにぎわいのある誰もが暮らしやすいまちづくり～

#### 【区画整理事業と連携した都市計画道路の整備】

快適・便利な都市づくりを目指し、芳賀町祖母井地区等の土地区画整理事業と連携した街路整備を推進する。

### 4 横断的施策

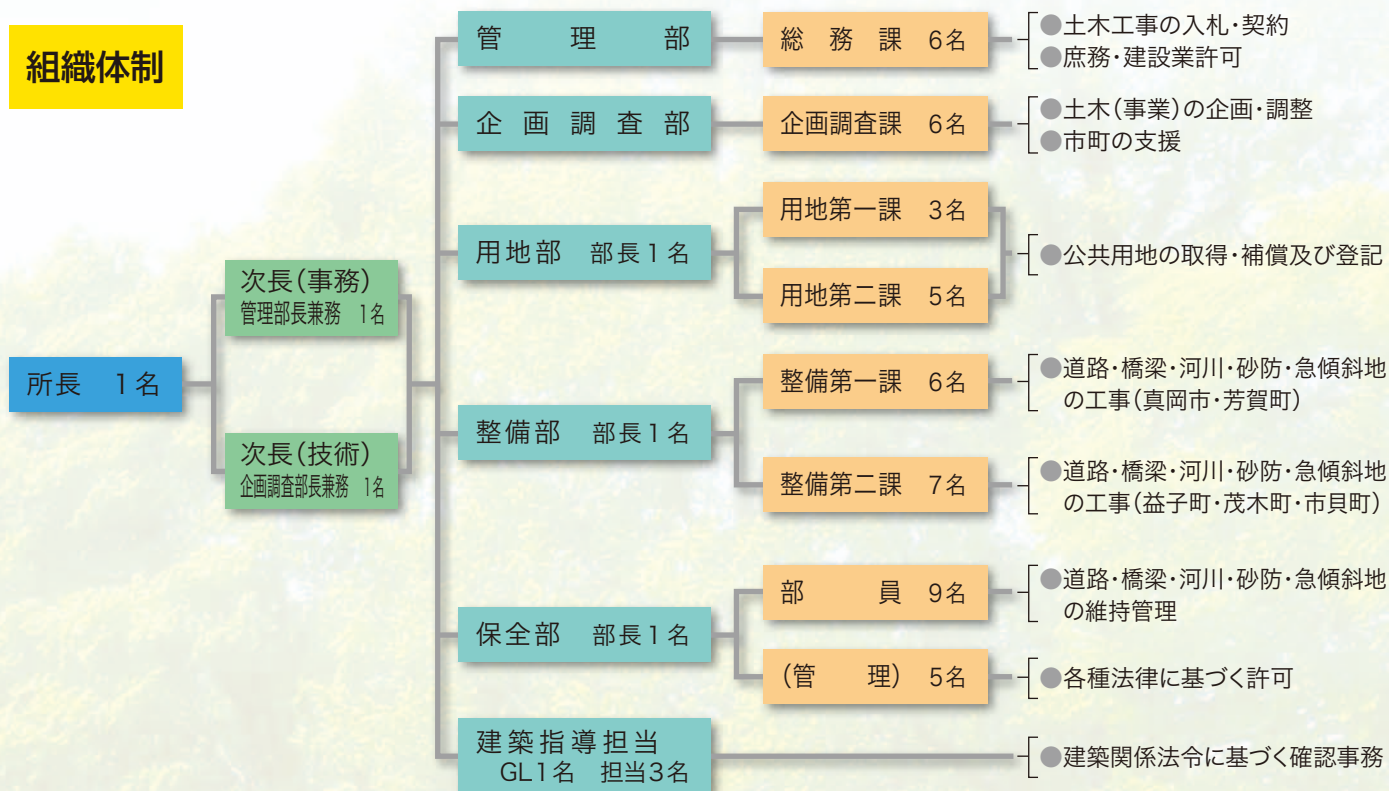
#### 【施設の長寿命化】

社会インフラに求められる機能を確実に維持継続させるため、計画的に点検・管理・修繕を行う予防保全を展開し、持続可能なインフラメンテナンスを推進する。

#### 【DX化の推進】

ICT等の未来技術を活用した取組(測量設計、施工管理、施設点検、パトロール)の導入を推進する。

## 組織体制



●職員数 57名(事務職員 21人、技術職員 33人(茂木町からの派遣職員1名を含む)、現業職員 3人)  
●その他職員 8名(用地事務支援員 2人、道路河川監視員 4人、事務補助員 2人) (令和5(2023)年4月現在)

# 建築関係事務

## 1 建築確認申請

建物を建てる時は、建築基準法により建築確認が必要です。

2項道路に接する場合は、市町と狭あい道路整備に係る事前協議をしてください。

### 1 確認申請（各市町が窓口）

真岡市・益子町・茂木町・市貝町の各建設課、芳賀町の都市計画課

### 2 審査（土木事務所）

都市計画法やその他関係法令の許可及び消防機関の同意が必要となる場合があります。

### 3 確認済証交付（土木事務所）

### 4 着工・工事完了

### 5 完了検査（土木事務所）

### 6 検査済証交付（土木事務所）

## 2 建設リサイクル法

下表の対象建設工事については、分別解体及び再資源化等の義務付けがあります。

また、工事に着手する日の7日前までに届出が必要です。

工事の種類	一契約の規模
建築物の解体	80㎡以上
建築物の新築・増築	500㎡以上
建築物の修繕・模様替等（リフォーム等）	1億円以上
建築物以外のものの解体・新築等（土木工事等）	500万円以上

## 3 建築物省エネ法

床面積の合計が300㎡以上の住宅以外の建築物（特定建築物）の新築・増改築を行う際には、省エネ性能基準への適合が義務付けられています。また、300㎡以上の住宅の新築・増改築を行う際には、着工の21日前までに届出が必要です。このほか、省エネ性能基準への適合認定等を行っています。

## 4 長期優良住宅普及促進法

長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅である「長期優良住宅」の認定を行います。認定を受けることで、所得税（住宅ローン減税、投資減税型の特別控除）、登録免許税、不動産取得税、固定資産税等の税制上の優遇を受けることができます。

## 5 都市の低炭素化の促進に関する法律

都市の低炭素化促進に資する建築物である「低炭素建築物」の認定を行います。認定を受けることで、所得税と登録免許税について税制上の優遇を受けることができます。

## 6 ひとにやさしいまちづくり条例

病院、集会場、百貨店など不特定多数の方が利用する施設のうち一定規模以上の施設の新築等を行う場合には、工事に着手する前に届出が必要です。出入口、廊下、階段、便所、駐車場その他について整備基準に適合させる必要があります。

# 道路や河川の維持管理

## 1 道路

道路を常に安全で快適な状態に保つため、次のような業務を実施しています。

- 道路パトロール
- 路面清掃
- 橋梁の点検及び補修
- 道路の除雪
- 損傷した路面や側溝の補修
- 道路照明灯や案内標識の点検及び補修
- 路肩等の除草や街路樹の剪定



路面の補修



橋梁の点検

## 2 河川

河川を常に安全で潤いのある環境に保つため、次のような業務を実施しています。

- 河川パトロール
- 河川清掃
- 河川構造物（護岸、根固工、床固め等）の点検及び補修
- 油流入等による異常水質対応
- 損傷した河川堤防の補修
- 堤防等の除草



堤防の除草



河川構造物の補修

# 許可事務

## 1 道路法

### 1 道路占用許可

道路を使用（占用）する場合には、許可が必要となります。

### 2 道路工事施行承認

道路の法面埋立て、歩道切り下げ等による車両乗入口の設置、取付け道の設置等、県が管理する道路と関係する工事を行う場合には、承認が必要となります。

### 3 特殊車両通行許可

車両制限令で定める一般的制限値を越える特殊な車両（セミトレーラやホイールクレーン等）で道路を通行する場合には、許可が必要となります。

## 2 河川法

河川区域内において土地を使用（占用）したり制限行為（盛土、切土等）を行う場合や、河川保

全区域内において制限行為を行う場合には、許可が必要となります。

### 3 砂防法等

次の区域内で制限行為（盛土、切土等）を行う場合には、各法律に基づく許可が必要となります。

- 1 砂防指定地（砂防法）
- 2 急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法）
- 3 地すべり防止区域（地すべり等防止法）

### 4 土砂災害防止法

土砂災害特別警戒区域内で特定の開発行為を行う場合には、許可が必要となります。

## 栃木県真岡土木事務所案内図



## 災害時の情報収集先

### 危機管理・防災ポータルサイト

防災に関する普段からの対策や備え、県の施策や各種計画などが調べられるほか、最寄りの避難所検索もできる栃木県の防災総合ページです。

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/kurashi/bousai/index.html>



## 栃木県県土整備部SNSを活用した情報配信



## 栃木県真岡土木事務所

〒321-4305 真岡市荒町116-1 芳賀庁舎3階 E-mail moka-dj@pref.tochigi.lg.jp

TEL 0285-83-8301(代表) FAX 0285-83-8319(代表)

URL <https://www.pref.tochigi.lg.jp/h54/index.html>

(令和5(2023)年5月作成)

